

みんなで子育て

おじいちゃん、おばあちゃんのための「まご育て」のススメと、男性の育児休業取得奨励金についてご紹介します！



まご育て 育児の昔と今

母乳

- 昔** ミルクの方が栄養がある。
- 今** できるだけ母乳で育てることがすすめられているが、完全母乳、母乳ミルク混合、完全ミルク、どんな形でもOK。

授乳

- 昔** 3時間おきに授乳する。
- 今** 母乳は赤ちゃんが欲しがるときに欲しがらだけあげてよい。

卒乳・断乳

- 昔** 1歳を目安に母親の判断でやめる。(断乳)
- 今** 子どもが自然に欲しがらなくなるのに合わせる。(卒乳)

抱きぐせ

- 昔** 泣いてすぐ抱くと「抱きぐせ」がつく。
- 今** 抱っこは情緒の安定や心の成長のためにとても大切。いっぱい抱っこしてあげる。

うつぶせ寝

- 昔** 寝つきがよくなる。
- 今** 乳幼児突然死症候群の原因になる可能性もあるので、基本的にはあおむけに寝かせる。

むし歯予防

- 昔** 大人の口で噛んで柔らかくしてから赤ちゃんに食事を与える。
- 今** むし菌がうつる可能性が高いので、口移しはしないこと。箸やスプーンの共有も避ける。

離乳食

- 昔** 生後3、4か月から果汁などを飲ませ始める。
- 今** 果汁はすすめられていない。5、6か月頃からつぶしがゆから始める。

湯上がりの白湯

- 昔** お風呂上がりには白湯を飲ませる。
- 今** お風呂上がりには母乳かミルクでよい。

日光浴・外気浴

- 昔** 日光浴をしないとくる病(ビタミンD欠乏症)になる。
- 今** 紫外線の強い時間を避け、直射日光が当たらないよう注意して外気浴させる。

男性の育児休業取得奨励金

男性が積極的に子育てに関わる環境づくりと家庭生活を応援するため、育児休業を取得した男性とその事業主に奨励金を支給しています。

支給額

- 10日以上育児休業を取得した男性労働者 **10万円**
 上記労働者を雇用する事業主(1回限り) **30万円**※
 ※国の出生時両立支援助成金の対象となる事業主は除く

申請期限

対象となる労働者が職場復帰した日から1か月を経過する日から1か月以内

支給要件

- 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業などであること
- 雇用保険の適用事業主で、就業規則などに育児休業制度を整備していること
- 上記事業所に雇用されている新潟市在住の男性労働者が、養育する3歳未満の子に対して、勤務を要しない日を除いて連続する**10日以上**の育児休業を取得し、復帰後**1か月以上継続勤務**していること
- 800字程度**の育児休業体験記を提出すること
- 市が行う啓発活動に協力すること。また、男女共同参画推進及び仕事と育児の両立に関する職場研修を実施すること
- 市税の未納がないこと

問 新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
 ☎025-226-1061

※支給額、支給要件は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。



広告

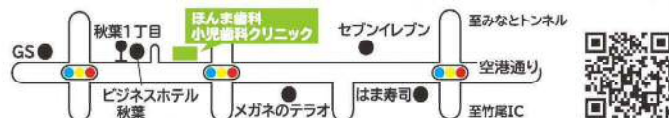


ほんま歯科 小児歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土日
9:00~12:30	●	●	△	●	●	●
14:30~18:30	●	●	△	●	●	●

13:00閉院

- 診療科目 / 歯科・小児歯科・矯正歯科
 ■休診日 / 水曜日・祝日 ※土日の診療は隔週となります。



新潟市東区秋葉通2丁目106番地38

TEL.025-250-6480 <http://hdpc.com/>

